

オホーツク紋別空港  
空港用スノースイーパー

特記仕様書

令和2年4月

北海道オホーツク総合振興局

網走建設管理部

## 1. 総 則

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、オホーツク紋別空港における滑走路、誘導路及びエプロンの除雪作業に使用する自走式スノースイーパー除雪車（以下「スノースイーパー」という。）1台に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、空港除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

### 1. 2 適用法令

スノースイーパーは、「道路運送車両の保安基準（運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）」）に適合するものとする。また、排ガス規制対応車でなければならない。

### 1. 3 規格等

スノースイーパーに使用する材料及び部品等はすべて新品とし、日本工業規格（以下「JIS」という。）又は国際的な規格に適合すること。

なお、JIS 以外の規格に適合するものを使用する場合は、北海道オホーツク総合振興局（以下「発注者」という。）の承諾を受けること。

### 1. 4 承諾事務

受注者は、発注者とスノースイーパーに関する詳細な打ち合わせを行い、その協議結果に基づき、設計概要書、詳細設計図書及び詳細製造工程表を作成し、発注者の承諾を得ること。

### 1. 5 仕様書等の遵守、管理及び改善

受注者は、仕様書等を遵守し常に適切な管理を行い、不明箇所については、速やかに発注者と十分な調整を行うこと。改善の必要が認められる事項が発生した場合は、発注者と協議を行うこと。

### 1. 6 打ち合わせ

作業の円滑化を図るため、必要に応じ打ち合わせを行うものとする。打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、発注者の承認を得ること。

### 1. 7 完成図書

完成図書の内容は下記のとおりとし、これらをA4版フラットファイル綴じ3部及び電子媒体2式を提出するものとする。

なお、その提出期限はスノースイーパーの現地引渡し時とする。

#### 1. 7. 1 完成図面

前記1. 4に規定する承諾図面と同一図面及び受注者が特に付加したい図面とする。

#### 1. 7. 2 各装置構成表及び部品表

#### 1. 7. 3 付属品及び予備品一覧表

#### 1. 7. 4 取扱説明書

各装置単体及びスノースイーパー全般に亘る動作・操作・点検整備・修理等に関する詳細な事

項が記載されたものとする。

#### 1. 7. 5 完成写真

完成写真は、下記のとおりとする。

- (1) 各装置の組立工程及び取付状態 (カラー印画・サービス判)
- (2) 性能検査の実施状況 (カラー印画・サービス判)
- (3) スノースイーパー全体 (前後面・左右面、カラー印画・サービス判)

#### 1. 8 輸送

輸送は、輸送保険付きとし、輸送中に性能の低下があってはならない。

#### 1. 9 納入場所・台数・納入期限

- (1) 納入場所 北海道オホーツク紋別空港管理事務所 (紋別市小向19番地3)
- (2) 台数 1台
- (3) 納入期限 令和3年3月26日

#### 1. 10 係争に関する事項

本スノースイーパーについて、特許等に係る係争を生じた場合は、すべて受注者の責任において速やかに処理するものとする。

#### 1. 11 本仕様書に関する疑義

受注者は、本仕様書に関し疑義が生じたときは、発注者と十分協議し、これにより定めるものとする。

#### 1. 12 言語

本仕様書によって行う契約を履行する上において使用する言語は、慣用的に外来語を用いる場合を除き日本語とする。

#### 1. 13 現地取扱説明

受注者は納入後、速やかに現地除雪業務受託事業者に対し、スノースイーパーの性能及び装置全般について取扱説明を行い、熟知させること。

なお、本取扱説明に要する費用は受注者の負担とする。

#### 1. 14 部品の保管及び供給体制

受注者は納入後、スノースイーパーの機能に不都合が発生し、部品交換の必要が生じた場合には、24時間以内に納入 (整備) 場所に必要部品を供給できる体制を確立すること。

#### 1. 15 保証

納入後1年以内に、設計又は材料の不良、製作の不完全等による故障若しくは損傷を生じた場合は、受注者の責任において無償修理を行うものとする。

なお、受注者の故意若しくは重大な過失によって生じたものと判断される場合は、保証期間経過後であっても、受注者に無償修理及び改造を行わせることができる。

## 2. 形式 スノースイーパー自走式 総輪駆動式

### 2. 1 主要諸元

- (1) 全 長 1 2, 5 0 0 mm以下 (除雪方向設定 45 度時)
- (2) 全 幅 5, 5 0 0 mm以下 (除雪方向設定 45 度時)
- (3) 全 高 3, 8 0 0 mm以下 (散光式黄色回転灯上端)
- (4) 最低地上高 1 5 0 mm以上 (ブラシ下端)
- (5) 車両総重量 2 0, 0 0 0 kg以下
- (6) 乗車定員 2人
- (7) 重量配分 走行時及び除雪作業時 (左 45 度右 45 度) の各車軸の重量配分は、均等とすること。

## 2. 2 車 体

- (1) 型 式 総輪駆動式除雪トラックシャシ、水冷、ディーゼル機関
- (2) 最高出力 2 5 0 kW以上
- (3) 最大トルク 1, 7 0 0 Nm以上

## 2. 3 走行動力伝達方式

- (1) 形 式 マニュアルトランスミッション又はオートマチックトランスミッション
- (2) 変速段数 前進5段、後進1段以上

## 2. 4 駆動方式

- (1) 総輪駆動式
- (2) タ イ ヤ 全輪スタッドレスタイヤ

## 2. 5 かじ取り装置

- (1) 形 式 前輪操舵式油圧補助ステアリング機構
- (2) ハンドル位置 右側

## 2. 6 運転室等

- (1) 構 造 全鋼製密閉型
- (2) 窓 (前、後) 熱線入合わせガラス  
(側) 合わせガラス又は強化ガラス
- (3) ワイパー (前、後) 電動式、冬用ワイパーブレード付き
- (4) ウインドウォッシャー電動式 1式
- (5) バックミラー (熱線入り) 1式
- (6) ヒーター 1式
- (7) エアコン 1式

## 3. 除雪装置

### 3. 1 性 能

- (1) 除雪作業速度 4 0 km/h以上
- (2) 最大除雪幅 3. 5 m以上 (除雪角 45 度時 (左右とも))
- (3) 最小回転半径 9. 5 m以内 (車体最外輪中心)

### 3. 2 作業用エンジン

- (1) 型 式 水冷、ディーゼルエンジン

- (2) 定格出力 230 kW以上
- (3) 燃料タンク容量 300ℓ以上

### 3. 3 ブラシ装置

- (1) ブラシの形式はカセット式又はウエハース式とし、全幅に渡り均等に組み付けられ、除雪幅内に除雪不可能帯を生じさせないこと。
- (2) ブラシの接地幅は40mm以上とし、運転席内で任意に調整可能なこと。
- (3) ブラシ外径 1, 150 mm以上
- (4) 除雪方向設定 ブラシ旋回角度左右0度から45度切替方式
- (5) ブラシ駆動方式
  - 1) ブラシ装置旋回及び昇降 油圧シリンダー操作
  - 2) ブラシ回転 油圧モーター駆動式
  - 3) ブラシカバー操作 油圧シリンダー操作
- (6) ブラシ支持輪 キャスター式

### 3. 4 ブロワー装置

- (1) 形 式 ターボファン又はインペラーファン
- (2) 最大送風量 720 m<sup>3</sup>/min 以上  
(※ブロワ複数の場合は合計風量とする。)  
なお、車体下部に導風板を設け、風量が少なくとも効率よく作業を行える構造の場合には500 m<sup>3</sup>/min 以上でも可とする。
- (3) 最大送風速度 150 m/sec 以上 (送風口で)
- (4) 送風切替 送風切替は、除雪作業中においてブラシ角度変更と連動して切替可能な構造であり、両側両方向同時に送風可能であること。

### 3. 5 油圧装置

- (1) 油圧ポンプ
  - 1) 排風機駆動用 (ピストン式) 1個以上
  - 2) ブラシ駆動用 (歯車式又はピストン式) 1個以上
  - 3) シリンダー操作用 (歯車式) 1個
- (2) 油圧モーター
  - 1) ブラシ駆動用 (ピストン式) 2個
  - 2) 排風機駆動用 (ピストン式) 2個又は1個
- (3) 油圧シリンダー
  - 1) ブラシ装置旋回用 (複動式) 2個
  - 2) ブラシ装置昇降用 (複動式) 2個
  - 3) ブローノズル昇降用 (複動式) 2個
  - 4) エアーガイド昇降用 (複動式) 2個
  - 5) ブラシカバー上下用 (複動式) 2個
  - 6) シャッター切替用 (複動式) 2個又は1個

## 4. 運転装置

### 4. 1 計器類

- (1) 運行記録計 (120 km/h 速度計、機関回転計付、7日計及び26時間計兼用) 1式
- (2) 速度計 (km/h 標示) 1式

|  |     |
|--|-----|
| (3) 水温計                                  | 1 式 |
| (4) 電圧計                                  | 1 式 |
| (5) 燃料計                                  | 1 式 |
| (6) 機関回転計                                | 1 式 |
| (7) 空気圧力警告灯                              | 1 式 |
| (8) 機関油圧警告灯                              | 1 式 |
| (9) その他標準計器類                             | 1 式 |
| (10) 作業用エンジンについても標準的な計器類等を装備すること。        |     |
| 4. 2 作業装置操作盤                             |     |
| (1) 連動・個別切換操作スイッチ及びランプ                   | 1 式 |
| (2) 除雪方向切換スイッチ及びランプ                      | 1 式 |
| (3) ブラシ・ブローノズル装置連動昇降操作スイッチ及びランプ          | 1 式 |
| (4) ブラシ装置個別昇降操作スイッチ及びランプ                 | 1 式 |
| (5) ブローノズル装置個別昇降操作スイッチ及びランプ              | 1 式 |
| (6) ブラシカバー上下操作スイッチ及びランプ                  | 1 式 |
| (7) ダッシュボードランプスイッチ                       | 1 式 |
| (8) 各種個別操作スイッチ                           | 1 式 |
| 5. 照明装置                                  |     |
| (1) 前 照 灯                                | 2 個 |
| (2) 補助前照灯                                | 2 個 |
| (3) 尾 灯                                  | 2 個 |
| (4) 制 動 灯                                | 2 個 |
| (5) 後 退 灯                                | 2 個 |
| (6) ブラシ幅灯                                | 1 式 |
| (7) 方向指示器                                | 1 式 |
| (8) 後部作業灯                                | 1 式 |
| 6. 装備等                                   |     |
| (1) 制動灯のカバーは熱線入りとする。                     |     |
| (2) 尾灯のカバーは熱線入りとする。                      |     |
| (3) 方向指示器のカバーは後面のみ熱線入りとする。               |     |
| (4) 黄色灯火（散光式 1, 100mm以上、運転席上部及び機関室後部）    | 1 式 |
| (5) 大型後部反射器                              | 1 式 |
| (6) ルーフ作業灯                               | 1 式 |
| (7) アンダーミラー（前、側）                         | 1 式 |
| (8) 大型アンダーミラー                            | 1 式 |
| (9) 大型リヤミラー                              | 1 式 |
| (10) バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上）        | 1 式 |
| (11) ランプステッカー（前後）※別途詳細指定                 | 1 式 |
| (12) ブラシカバー（前部）ゴムプレート                    | 1 式 |
| (13) 無線機用アンテナを設置し、アンテナケーブルは運転室内まで配線すること。 |     |
| (14) バッテリー付近にメインスイッチを設置すること。             |     |

7. 付属品及び予備品
- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 消火器（車載用 ABC 粉末 1.8 kg）          | 1 本 |
| (2) 消火器取付台                          | 1 式 |
| (3) 非常信号用具（発煙筒，赤旗，携帯用赤色電灯）          | 1 式 |
| (4) 日除け                             | 2 個 |
| (5) 車止め                             | 1 式 |
| (6) 床マット                            | 1 式 |
| (7) 懐中電灯（LED）                       | 1 個 |
| (8) 座席ベルト                           | 1 式 |
| (9) 点検用コンセント                        | 1 式 |
| (10) 予備タイヤ（ホイール組立品）                 | 2 式 |
| (11) 支持輪用予備タイヤ（ホイール組立品）             | 1 式 |
| (12) 予備ブラシ                          | 1 式 |
| (13) 予備のブラシ用モーター(1ヶ)及びブロワー用モーター(1ヶ) | 1 式 |
| (14) 標準工具                           | 1 式 |
- (15) 排気系統の末尾には、引火防止器を取り付けること。ただし、排気管からの火の粉が出ないことについて、当該車両製作者等が証明している車両はこの限りでない。
8. 総合銘板  
スノースイープ本体には、見易い箇所に金属製の総合銘板を取り付けるものとする。  
なお、総合銘板には、社名、受注者名、製作年月日等を記載すること。
9. 塗装及び塗色  
塗装は、下地処理及び防錆処理を十分に行い、樹脂製の塗料を使用すること。  
基本車両外部色は、黄色（日本塗料工業会規格 J22-80X 相当色）とする。  
また、シャシ回りの塩害塗装をすること。
10. 文字標記  
作業機関室両側側面及び両側面に北海道と機械番号を標記する。  
なお、字体、文字の大きさについては別途指示する。
11. 完成検査  
完成検査はオホーツク紋別空港管理事務所検査職員立会の下に行い、検査内容にあつては下記事項を基本に実施するものとする。なお、受注者は十分な馴らし運転完了後検査を受けること。
- (1) 仕様書に規定する諸条件を満足することを確認
  - (2) 外観・寸法・規格・機能その他組立状況等の定置検査
  - (3) 走行及び作業装置のテスト  
無負荷又は定負荷において運行を行い、走行及び作業装置に関する全般的な検査
  - (4) その他  
検査に必要な人員・設備・測定機器・消耗品等は、すべて受注者において準備すること。  
また、受注者は、検査に先立ち社内試験成績書を発注者に提出すること。